

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和元年 6 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 6 回定例総会議事録

署名委員 前田 孝徳

署名委員 栄 和正

奄美市農業委員会第6回定例総会議事録

1. 招集日時 令和元年6月25日(火) 午後9時30分～

2. 招集場所 市役所6階 会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	岸田 国広	9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7		15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

前山 重一郎

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲 工巳 事務局次長 池 秀平
住用分室長 原 俊三 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

・7月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第34号 農業振興整備計画変更申請に伴う意見について
(除外)
- 議案第35号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定について
- 議案第36号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定について
- 議案第37号 笠利地域農用地利用集積計画(中間管理機構)の
決定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は15人であります。総会は成立いたしました。

これから、令和元年第6回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、8番 前田 委員と9番 栄 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第31号から議案第37号までの7件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

2 ページ. NO. 23 につきましては贈与による所有権の移転でございます。
譲受人、譲渡人共に笠利町平になります。同じ地域の方への贈与ですが、申請地区は平地区及び手花部内で14筆の所有権移転で合計の面積が21,967㎡でございます。新規農家で8ページに営農計画が添付されています。
取得後はサトウキビを栽培する予定です。農業経験は20年と経験も積んでおられるようです。

19 ページ. NO. 24 につきましては親戚間での贈与による所有権の移転でございます。申請地は住用町の1筆で26㎡でございます。

受人は390㎡を取得しておりますが借入地が1532㎡あり合計1948㎡で取得後はタンカンを栽培する予定です。

26 ページ. NO. 25 につきましては、先ほどのNO. 24の譲受人と同じ方で、これも親戚間での贈与による所有権の移転でございます。

申請地は住用町の2筆で578㎡になります。

NO. 24と25の申請面積併せて下限面積のクリアとなります。

33 ページ. NO. 26 につきましては、贈与による所有権の移転でございます。

受人、譲渡人は笠利町になります。

土地の所在につきましては笠利町の笠利地区になりますが7筆で4335㎡になります。取得後はサトウキビを栽培する予定でございます。

営農計画書につきましては笠利支所で確認済みでございます。

44 ページ. NO. 27 につきましては、売買による所有権の移転でございます。
渡し人は東京都にお住まいです。受人は名瀬にお住まいですが、現在9562㎡の土地を取得されています。

46 ページにありますように取得後はサトウキビを栽培する予定で面積拡大のためと判断いたします。以上5件でございます。

農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべて満たしていると考えます。

議長

(吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。
順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

15番

(土浜委員)

農地法第3条の規定によるN023について調査報告をします

受人について、6月20日午後1時30分に受人に直接会いまして話を聞きました。申請地の殆どの土地を受人が以前からサトウキビや、グアバを栽培している土地で後継者もおられ問題ないと思います。

譲渡人について6月20日午後2時頃、譲渡人が経営する農園でお話しをお伺いしました。受人は後を継ぐ方がおられないので、譲渡人は娘さんである事から申請地を譲りたいとの事でした。申請書の内容については間違いのないとの事でした。

土地について、6月20日午後2時30分から受人の案内で現地を確認いたしました。

資料の11、12、13ページは現在サトウキビが栽培されていたしま。

14ページはグアバが植えられており、2筆は黒糖、グアバ茶の作業場になっていて、周囲はグアバ、野菜等が栽培されていました。15ページは作業場が山手に有り、1筆はさとうきびが栽培され1筆は雑草が生えておりました。16ページは観葉植物が植えられていましたが、あまり手入れがされていない状況です。17、18ページはサトウキビが栽培されている状況です。

農地法第3条の調査の第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

6番

(西委員)

N0.24とN0.25の受人が同一なのでまとめて報告します。

農地法3条の規定による許可申請書6月22日土曜日受人に自宅で聞き取り調査をしました。昨年退職して現在農業をしています。渡し人との関係は義理の叔母という事です。申請地は受人の畑の中に26㎡叔母さんの畑がありまして、その畑を贈与してもらおうという事です。地番、面積、対価とも申請書どおり間違いのないという事です。

N0.25について受人と渡し人の関係は親戚になります。

この申請についても同じく受人の畑の中に位置していることから、渡し人から贈与で受けるという事です。地番、面積、対価とも申請書どおり間違いないという事です。

4 番 (榮委員)

農地法第3条の規定によるNO. 24の案件について報告いたします。

6月20日木曜日午前11時20分譲渡人宅で本人より話を伺いました。

先ほど報告がありましたように受人とは親類関係にありまして、農地の地番、面積、贈与等である件、申請内容の記載に相違ない事を確認しました。

農地の現況につきましては地番の区割りが細かく難儀しましたが、当該地はタンカン等が植栽され周辺も樹園地という状況でありました。同日12時過ぎに調査をしました。

なお、農地法第3条の調査書につきましては、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

事務局 (原住用分室長)

農地法第3条の規定による許可申請NO. 25の譲渡人について報告します。譲渡人は千葉県に在住しており電話にて6月24日午前8時40分に確認いたしました。受人は従兄弟になるという事です。受人から連絡を受けてありますので申請書のとおり2筆の578㎡については贈与する事に間違いありませんという回答をいただいております。ご審議の程よろしく願いいたします。

4 番 (榮委員)

許可申請NO. 25の土地について、6月22日土曜日昼1時過ぎに調査を行いました。当該地の農地はポンカン、タンカン等を含めおよそ15から16本の樹が植栽されておりまして、現状草刈り等の作業が多少必要かと思われました。なお、農地法の第3条の調査書につきましては、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

11 番 (中山委員)

NO. 27について調査報告します。6月21日3時半に受人に直接お会いして話を聞くことが出来ました。

受人は建設会社の代表者で農業を専業としているわけではないが、仕事の合間にサトウキビを生産したい、今回の申請は東京在住になります叔母の土地で、規模を拡大するためであるという事でございます。受人はまだ60歳代で後継者の息子さんもおられるので問題はないかと思われま

事務局

(用稲局長)

議案第31号NO.27の譲渡人について調査報告をいたします。

譲受人とは親戚になります。受人は高齢のため島に帰る予定もないため、親戚にあたる譲受人に農地を売買したいという事から申請に至ったそうです。申請書にある所在、面積、対価等には間違いありませんという事でお聞きしております。

3番

(肥後委員)

農地法第3条の規定による許可申請NO.27の土地について調査いたしましたので報告します。6月23日11時30分に受人立ち会いの下、現地を確認いたしました。申請書49ページをご覧ください。

場所は奄美空港の近くですが転作奨励が推進されていた頃から何十年も耕作が放棄された田の跡地帯の中にあります。長い間放棄された土地にしてはあまり雑木もなく少し重機を入れると耕作できると感じました。

高所作業車から写したという写真も見せてもらいましたが、田の畦道もはっきり確認できました。

長い間放棄された一帯ですので許可になったら隣接の地主とはよく話し合っ

議長

(吉会長)

これから本案対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番

(栄委員)

NO.27の譲受人は会社の経営者で、借地が9562㎡となっておりますが、会社経営されて畑仕事はされていなかったと思いますが、これまで畑は人に貸していたのではないかと思います、これが自作地となっておりますので確かめる必要があるのではないかと思います。

人に貸して自作はしてなかったと思いますが、申請書には大型機具とありますが、自作してないのに耕耘機とかあったのかなと思います。そのこと

ころ確認が必要ではないのかなと思います。

購入する土地も地積が入っていきまして、境界が分かれば良いけど、はっきりしないのは隣接地の方とのトラブルになるのではないかと思います。

3 番 (肥後委員)

この方の所有する土地は殆ど親からの相続の財産です。名瀬から通って果樹を植えたりしていますけど、サトウキビを今から植えるかどうか分かりませんが、作るという意思があっただけでこう書いたと思います。現在サトウキビは作ってないと思います。今回申請した場所についてはもちろん何年も放置しておりますので、果樹かバナナか、サトウキビも重機を入れて排水を整備したら作付けできますので、本人がやると言っている事に、私たちは疑うわけにはいきません。作物が出来ないところではありません。

栄委員から質問があったように長い間放置してあり、隣とのトラブルはという事ですが、高所作業車から撮った写真を見れば畝がはっきりしていますので間違いはないと思います。相手がいることですので隣接地主とは良く話しをしてトラブルがないようにしてくださいという事は申し添えてあります。大丈夫だと思います。

議長 (吉会長)

他にございませんか。

10 番 (泉委員)

耕作しているのを3条で申請する場合は20a以上の耕作をしていないと3条は出来ないのではないですか

3 番 (肥後委員)

農業委員会を通して農地の流動化を行っていますので問題ないと思います。

議長 (吉会長)

他にございませんか

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第31号農地法第3条の規定による許可申請NO.23.24.25.27については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第31号農地法第3条の規定による許可申請NO.23.24.25.27については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。次のNO.26については議長を交代して進めます。

議長

(榮会長代理)

それではNO.26に対する担当調査委員の調査意見の報告を求めます。順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

13番

(吉委員)

農地法第3条のNO.26について調査報告をいたします。

33ページをお開き下さい。渡し人、受人は親子であります。6月21日の午後3時頃に渡し人が高齢で入院中のため直接会う事ができませんでした。が、息子であり、受人でもある長男の方から話を聞くことができました。

親が高齢のために今回、畑の全部を贈与されることになり申請書を出したとの事でした。申請書の内容には間違いのないとの事です。

次に土地について報告いたします。40ページをお開き下さい。申請書の土地は笠利町大字笠利に7筆ありまして、以前から親が年をとり息子である受人がサトウキビや野菜を栽培しており、現在も引き続き利用しているため何も問題ないと思われまます。また、周辺の農地に影響はないものと考えます。

農地法の第3条の調査書、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

(榮会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第31号農地法第3条の規定による許可申請NO.26については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第31号農地法第3条の規定による許可申請NO.26については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

(議長交代)

議長

(吉会長)

日程第4

議案第32号は取り下げ申請が出ておりますので次ぎに進めます。

議長

(吉会長)

日程第5

議案第33号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(用稲局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

63ページ、NO.10につきましては、贈与による所有権の移転で、一般住宅としての申請でございます。2月総会で農振除外の意見書が求められた案件でございます。

申請地は笠利町の県立大島北高校横の前田川から上流に行った所で、面積が812㎡の内312㎡を分筆して住宅を建設する計画でございます。

申請地は市役所から北西約857mに位置し、主にサトウキビの栽培が行われている農地である。市の農業振興地域整備計画において農用地区域内農地に指定

されていることから農地区分は、農用地区域内農地に該当します。

72ページ. NO. 11につきましては、売買による所有権の移転で、一般住宅としての申請でございます。

申請地は名瀬大熊町の1筆で33㎡になります。ふぶくろ公園の近くになります。

9月着工予定の12月完成予定です。

都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

80ページ. NO. 12につきましては、賃借権設定による、一般住宅としての申請で、申請地は名瀬浦上町の3筆で985㎡になります。風間内科の川向かいになります。

今年の7月着工の来年の2月完成予定です。

都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。以上3件でございます。

議長

(吉会長)

それでは、順次申請人及び土地の順に担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

2番

(中棚委員)

議案第33号農地法第5条の規定による許可申請について、NO. 10の所有権移転、贈与について報告いたします。

譲受人に6月19日に午前10時30分頃に本人に会い書類の中身について確認し話などを伺いました。書類のとおりですのでご審議をよろしくお願ひしますという事で行いました。

渡し人に6月19日午前9時頃本人宅に訪問しましたが留守のため電話で10時頃に確認しました。

今回の案件は姉、弟間の贈与ですので書類については間違いありませんとの事ですのでよろしくお願ひしますとの事でした。

	<p>土地について報告します。</p> <p>6月19日10時30分過ぎに畑の確認をしました。</p> <p>この案件は2月の定例総会時に農振除外で承認された畑です。</p> <p>土地は事前着手などされてなく問題ないと思われます。また、場所は北大島高校前の川沿いに上がっていくところで、申請地の向かいには姉妹の住宅他2件の住宅が建っております。</p> <p>農振除外も手続き中ですので問題ないと思います。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
1 1 番	<p>(中山委員)</p> <p>前山委員から調査報告書を預かっていますので代理報告させていただきます。</p> <p>農地法第5条のNO. 1 1の受人について報告します。6月16日午後6時半頃自宅にて調査しました。地番、面積、金額等、申請のとおり間違いありませんのでよろしくお願ひしますという事でございました。以上です。</p>
6 番	<p>(西委員)</p> <p>NO. 1 1 農地法第5条の規定による許可申請書、6月23日日曜日午後6時頃、渡し人に夫の職場で聞き取り調査をしました。息子さんと来られたので一緒に話を聞くことが出来ました。地番、面積、対価等申請書のとおり間違いはないという事です。</p>
1 4 番	<p>(濱手委員)</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請書NO. 1 1の譲渡される土地についての調査報告を行います。</p> <p>6月21日午前10時頃現地を確認いたしました。</p> <p>申請地は区画整理事業で行われた区画内の一角で宅地になっているところです。現在短い雑草が生えているところで事前着工などなく、問題はないと思います。以上報告します。</p>
1 1 番	<p>(中山委員)</p> <p>前山委員の代読をさせていただきます。</p> <p>農地法第5条のNO. 1 2の受人、渡し人、土地について報告します。</p> <p>6月16日午後5時半頃自宅にて3者一緒に調査しました。</p> <p>地番、面積、賃貸料、資金調達計画書は申請のとおり間違いありませんの</p>

でよろしくお願ひしますという事でございます。

また、土地については事前着工もなく更地のままで都市計画地内の農地です。何ら問題はないと思ひます。委員の皆さんのご審議をよろしくお願ひしますという事でございます。以上です。

議長

(吉会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第33号農地法第5条による許可申請については担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願ひいたします。

(「全員」挙手あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めこれを許可することに決定いたしました。

(吉会長)

日程第6

議案第34号 奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

91ページをお開き下さい。申し出人は笠利町の方で、申請地は同じく笠利町になります。駐車場を目的としております。

以上1件ですが、詳しくは農林水産課の方が見えておられますので説明をお願ひしたいと思います。

以上農業委員会の意見を求めます。

農林水産課	<p>(久保田係長)</p> <p>94ページをお願いします。</p> <p>必要性について記述されていますが、当初は135㎡ほどの農地面積でありましたが道路整備のため、面積が少なくなっております。</p> <p>98ページの写真を見ていただきますと、当該地につきましては、新しい市道と旧道に囲まれており、何ら問題ないと判断しております。</p> <p>以上ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>それでは本件に対する担当調査委員の調査報告を求めます。</p>
8番	<p>(前田委員)</p> <p>議案第34号奄美農業振興地域整備計画の変更除外についての調査をいたしましたので報告をいたします。</p> <p>6月23日日曜日午後3時15分自宅に伺い申出書の書類について確認しました。農用地区から除外したい土地は書類のとおりですのでよろしくお願ひしますという事でした。</p> <p>土地については、申し出者と面談確認後6月23日午後3時40分頃現地に行きました。交流館と河川を挟み緊急対策事業で市道が開通し、残置農地という形で残った75㎡の土地で長さは約16m程度ありますが幅は最大で5.9m、地形で現在草丈の低い雑草が発生している状況です。申請者は駐車場として利用したいとの事ですのでやむを得ないと考えます。委員の皆様の審議方お願いします。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第34号 奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)について、認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。</p>

(「全員」挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号 奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

議長

(吉会長)

日程第7

議案第35号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(吉会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第35号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか、異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

議長	<p>(吉会長)</p> <p>日程第 8</p> <p>議案第 3 6 号笠利地域農用地利用集積計画 (利用権設定) の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(竹田笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第 3 6 号笠利地域農用地利用集積計画 (利用権設定) の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。</p> <p>(「全員」挙手)</p> <p>挙手多数でご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 3 6 号笠利地域農用地利用集積計画 (利用権設定) の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>日程第 9</p> <p>議案第 3 7 号笠利地域農用地利用集積計画 (農地中間管理事業活用) の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第37号笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第37号笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移したいと思います。

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

令和元年 6月25日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員

署名委員

作成者 用稲 工巳